

○多治見市農地及び空き家再生補助金交付要綱

平成30年6月29日告示第164号

改正

平成31年3月19日告示第44号

多治見市農地及び空き家再生補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に定める市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）の農地及び空き家を再生するための補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 補助金は、市街化調整区域内の農地の有効活用、空き家（分譲マンションの空き家である専有部分を含む。以下同じ。）及び空き家の所在する宅地の有効活用並びに帰農世帯、子育て世帯及び新婚世帯の良好な住宅環境の取得の支援を目的として交付する。

(補助対象農地)

第3条 補助の対象となる農地（以下「補助対象農地」という。）は、次の全てに該当する農地とする。

- (1) 市街化調整区域内に所在すること。
- (2) 当該農地の面積が0.5アール以上であること。
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条により所有権が移転され、若しくは使用貸借による権利若しくは賃借権が設定された農地又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第20条により利用権が設定された農地であること。

(補助対象空き家)

第4条 補助の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の全てに該当する住宅とする。

- (1) 市街化調整区域内に所在すること。
- (2) 多治見市空き家・空き地バンクに登録されていること。
- (3) 第9条に規定する補助金の交付予約の申込みの日（以下「予約申込日」という。）において、現に居住する者がいないこと。
- (4) 予約申込日において、主たる部分の建築又は大規模な改修に着工した日から10年を経過していること。
- (5) 次条第1項第2号に掲げる空き家リフォーム事業にあつては、次のいずれかに該当すること。
  - ア 昭和56年6月1日以降に主たる部分の建築に着工したもの
  - イ 昭和56年5月31日以前に主たる部分の建築に着工したもので、第11条に規定する補助金の交付申請の日（以下「交付申請日」という。）において、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1第1号に規定する木造の建築物等については、 $I_w$ が1.0以上、別添第1第2号に規定する鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等については、 $I_s$ が0.6以上あるもの

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農地再生事業 補助対象農地を取得し、又は借用し、これを耕作可能な状態に再生すること。
- (2) 空き家リフォーム事業 補助対象空き家を取得し、これを改修すること（改修後の利用が専用住宅である場合に限る。）。
- (3) 空き家建直し事業 戸建ての補助対象空き家を取得し、これを取り壊した上、戸建ての専用住宅を新築すること。

2 前項の規定にかかわらず、国から前項第2号及び第3号に掲げる事業に関し補助（耐震診断若しくは耐震補強工事又はバリアフリーのための補助を除く。）を受けている場合は、補助対象事業と

しない。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付対象となる者は、予約申込を行う年度の4月1日以後に補助対象農地を取得し、又は借用し、及び補助対象空き家を取得し、かつ、交付申請日において整備した住宅を所有（共有にあっては持分が5割以上である場合に限る。）し、当該住宅に居住し、及び所有又は借用した補助対象農地で農業を行う者で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める条件を満たす者とする。

- (1) 帰農世帯 新規就農世帯（第2号の子育て世帯及び第3号の新婚世帯を除く。）である者
  - ア 予約申込日において継続して1年以上、本市の区域外に居住している者
  - イ 予約申込日から遡って1年以内に本市の区域外から転入した者で、転入日前において、本市の区域外に居住していた期間が継続して1年以上あるもの
- (2) 子育て世帯 補助対象事業により整備した住宅に同居する子（補助対象者が監護する子に限り、予約申込日において中学校（これに相当する課程を含む。）の卒業前である子に限る。以下同じ。）がある者
  - ア 予約申込日において継続して1年以上、本市の区域外に居住している者
  - イ 予約申込日から遡って1年以内に本市の区域外から転入した者で、転入日前において、本市の区域外に居住していた期間が継続して1年以上あるもの
- (3) 新婚世帯
  - ア 予約申込日から遡って2年以内に婚姻届を提出した者
  - イ 交付申請日までに婚姻の届出をする者
  - ウ 予約申込日から遡って2年以内に事実婚の関係になった者（住民票等で内縁関係の開始を証明できる場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 補助対象事業を実施する者又は補助金に係る住宅に同居する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他の反社会的勢力に属している場合
- (2) 本市における市税その他の諸納付金を滞納している場合  
(農地再生に係る補助金の額)

第7条 農地再生事業に係る補助金の額は、補助対象農地の再生に要した費用（土壌改良に要する経費及び農業機器類の購入費をいう。）の2分の1の額とする。ただし、75万円を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(空き家再生に係る補助金の額)

第8条 空き家再生に係る事業に係る補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、帰農世帯又は新婚世帯は75万円を、子育て世帯は100万円を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- (1) 空き家リフォーム事業 補助対象空き家の改修に要した費用の2分の1の額
- (2) 空き家建直し事業 補助対象空き家の取壊しに要した費用の額

2 補助対象事業により整備した住宅に同居する子が2人以上ある子育て世帯にあっては、前項ただし書中「100万円」とあるのは「75万円と25万円に補助対象事業により整備した住宅に同居する子の数を乗じて得た額との合算額」とする。

(補助金の交付予約)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象農地の取得又は借用及び補助対象空き家の取得が完了し、農地の再生及び住宅のリフォーム又は取壊しに着手する前に、多治見市農地及び空き家再生補助金予約申込書（別記様式第1号。以下「予約申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、受付番号の交付及び補助金交付申請予約額（以下「予約額」という。）の決定を受けなければならない。この場合において、予約申込書は多治見市役所経済部産業観光課に直接提出するものとし、予算で定める額の範囲内で先着順に受け付けるものとする。

- (1) 補助対象農地の所在地を示した地図
- (2) 補助対象農地の取得又は借用に係る市又は農業委員会の承認があったことを証する通知書の写し

- (3) 補助対象農地の売買又は借用に係る契約書の写し（農業経営基盤強化促進法により利用権設定された場合を除く。）
- (4) 農地再生事業にあつては、土壌改良の施工及び農業機器類の納入を請け負う事業者等が発行した見積書の写し
- (5) 補助対象空き家の所在地を示した地図
- (6) 補助対象空き家の取得に係る契約書の写し
- (7) 登記事項証明書その他の第4条第4号に該当することを証するもの
- (8) 空き家リフォーム事業にあつては、登記事項証明書、住宅耐震補強工事の実施後の構造耐震指標が確認できる計算書その他の第4条第5号ア又はイに該当することを証するものの写し
- (9) 住民票の写しその他の第6条第1項各号に該当することを証するもの
- (10) 空き家リフォーム事業及び空き家建て直し事業にあつては、改修若しくは取壊しを請け負う事業者等が発行した見積書の写し
- (11) 宣誓書兼同意書
- (12) その他市長が必要と認める書類  
（予約の決定）

第10条 市長は、前条の規定による予約申込書の提出を受けたときは、速やかに審査し、適当と認められたときは、当該予約申込書の提出をした者に対し、多治見市農地及び空き家再生補助金予約受付通知書（別記様式第2号）により、受付番号及び予約額を通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第11条 前条に規定する通知を受けた者（以下「交付予約者」という。）は、補助対象事業の完了日から起算して60日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、多治見市農地及び空き家再生補助金交付申請書（別記様式第3号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。この場合において、交付申請書は多治見市役所経済部産業観光課に直接提出するものとする。

- (1) 交付予約者の住民票の写し（交付予約者の所属する世帯全員が分かるものに限る。）
- (2) 次に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる書類

ア 農地再生事業

- (ア) 取得した補助対象農地に係る登記事項証明書（交付予約者が所有者であること（共有である場合にあつては持ち分割合も含む。）及び交付予約者が補助対象農地を取得した相手方が補助対象農地の従前所有者であることが分かるものに限る。）
- (イ) 農地の再生に要した費用の領収書の写し又は領収金額証明書（別記様式第4号）等の支払金額がわかるもの
- (ウ) 補助対象農地の土壌改良前後を示す写真

イ 空き家リフォーム事業

- (ア) 補助対象空き家に係る登記事項証明書（交付予約者が所有者であること（共有である場合にあつては持ち分割合も含む。ウにおいて同じ。）及び交付予約者が補助対象空き家を取得した相手方が補助対象空き家の従前所有者であることが分かるものに限る。）、住宅耐震診断結果報告書その他第4条第5号ア又はイに該当することを証するものの写し
- (イ) 補助対象空き家の改修に係る契約書の写し
- (ウ) 補助対象空き家の改修に係る領収書の写し又は領収金額証明書（別記様式第4号）等の支払金額がわかるもの
- (エ) 補助対象空き家の改修の実施前後を示す写真

ウ 空き家建て直し事業

- (ア) 補助対象空き家に係る登記事項証明書（交付予約者が補助対象空き家を取得した相手方が補助対象空き家の従前所有者であることが分かるものに限る。）及び補助対象事業により整備した住宅に係る登記事項証明書（交付予約者が所有者であることが分かるものに限る。）
- (イ) 補助対象空き家の取壊しに係る契約書の写し
- (ウ) 補助対象空き家の取壊しに係る領収書の写し又は領収金額証明書（別記様式第4号）等の支払金額がわかるもの
- (エ) 補助対象空き家の取壊しの実施前後を示す写真

(3) その他市長が必要と認める書類  
(事業の繰越し)

第12条 交付予約者は、第10条に規定する通知を受けた年度の3月20日までに補助対象事業が完了しないと見込まれるときは、同日までに多治見市農地及び空き家再生補助金繰越届出書(別記様式第5号)を、補助対象事業の進捗状況及び完了予定日が分かる資料を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、完了予定日は当該年度の翌年度の3月20日以前でなければならない。

(補助金の交付決定)

第13条 交付申請書の提出を受けた市長は、速やかに審査を行い、補助金を交付することが適当と認めたときは、予約額の範囲内で交付を決定するものとする。

2 補助金の交付を決定した場合には、市長は、多治見市農地及び空き家再生補助金交付決定書兼交付額確定通知書(別記様式第6号)により、通知するものとする。

(補助金の増額及び減額)

第14条 交付申請日において、予約申込日の翌日から交付申請日までの間において新たに第6条第1項第2号に規定する子に該当することとなった子がいる場合にあっては、前条第1項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、交付申請日において第8条第2項を適用した額により、交付を決定することができる。

2 交付申請日において、次に掲げる事情のある者に対する前条第1項の規定の適用については、当該事情を考慮せず交付を決定することができる。

(1) 交付予約者又はその配偶者が勤務先から勤務地の変更を命じられたことにより、補助対象事業により整備した住宅に居住することができない場合(当該勤務地の変更が交付予約日において予測できなかった場合に限り、勤務先を変更した場合を除く。)

(2) 予約申込日の翌日から交付申請日までの間において、第6条第1項第2号に規定する子が死亡した場合

3 前項第2号に規定する場合を除き、交付申請日において、交付予約日において第6条第1項第2号に規定する子であったものと同居していない、又は当該子を監護していない者に対する前条第1項の規定の適用については、同日において第8条第2項を適用した額により、減額して交付を決定することとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに多治見市農地及び空き家再生補助金交付請求書(別記様式第7号)により、市長へ補助金の請求をするものとし、市長は補助金を交付するものとする。

(交付決定等の取消し等)

第16条 市長は、交付予約者又は交付決定者が次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付予約又は交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助の要件を満たさなくなったとき。

(2) 交付予約者又は交付決定者が、本要綱の規定に違反したとき。

(3) 交付予約者又は交付決定者が、補助対象事業又はその支払に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。

(4) 第18条の規定による報告の求め、現地調査等に応じないとき。

(5) 交付決定者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(6) 第12条の規定による事業の繰越しを行った補助対象事業であって、第10条に規定する通知を受けた年度の翌年度の3月20日までに補助対象事業が完了しないとき。

(7) 交付決定の日から5年の期間内において、補助対象農地の耕作を放棄したとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定に基づく取消しを行った場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、交付決定者はその指示に従わなければならない。

(調査等)

第18条 市長は補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて、交付予約者又は交付決定者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。この場合において、交付

予約者又は交付決定者は遅滞なくこれに応じなくてはならない。

(処分の制限)

第19条 交付決定者は、交付決定の日から5年の期間内において、補助金に係る農地、住居又はその両方を売却し、譲渡し、又は貸与するなどの処分をしてはならない。ただし、次に掲げる事情など交付決定者の責めによらないやむを得ない事情であって、市長の承認を受けた場合においては、この限りでない。

(1) 第14条第2項第1号に規定する事情

(2) 交付決定者が死亡した場合

2 交付決定者は、前項に規定する承認を受けようとする場合は、あらかじめ処分承認申請書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、多治見市補助金等交付要綱(平成8年告示第29号)に定めるところによる。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 多治見市補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

別表第1 6 農林水産業の款 1 農業振興対策事業の項 1 農業振興対策事業の目に次のように加える。

5 農地及び空き家対策事業						
1 農地及び 空き家再生 事業	市の農地及び 空き家再生補 助金交付要綱 による。	要綱による。	要綱による。	要綱による。		

附 則(平成31年3月19日告示第44号)

1 この告示は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の第4条第2号の規定にかかわらず、施行日から起算して6月を経過する日までの間、同号に該当しない住宅であっても、同号に該当する住宅とみなす。

別記

様式第1号(第9条関係)

様式第2号(第10条関係)

様式第3号(第11条関係)

様式第4号(第11条関係)

様式第5号(第12条関係)

様式第6号(第13条関係)

様式第7号(第15条関係)

様式第8号(第19条関係)